

別紙1

津地区医師会訪問看護ステーション料金表

介護保険法関係法の法律に定める料金(地域区分6級地、1単位=10.42円での計算とする。)

居宅サービス計画に基づき提供された時間単位数の法令等で定められた負担割合とする。

年 月 日

氏 名 様

訪問看護単位表

予防訪問看護単位表

訪看 I 2(30分未満)	471単位	予防訪看 I 2(30分未満)	451単位
訪看 I 3(30分以上60分未満)	823単位	予防訪看 I 3(30分以上60分未満)	794単位
訪看 I 4(60分以上90分未満)	1128単位	予防訪看 I 4(60分以上90分未満)	1090単位
サービス提供体制強化加算 I 1 (訪問毎)	6単位	予防サービス提供体制強化加算 I 1 (訪問毎)	6単位
緊急時訪問看護加算 II 1(月に1回)	574単位	予防緊急時訪問看護加算 II 1 (月に1回)	574単位
特別管理加算 I (月に1回)	500単位	予防特別管理加算 I (月に1回)	500単位
特別管理加算 II (月に1回)	250単位	予防特別管理加算 II (月に1回)	250単位
初回加算 I	350単位	予防初回加算 I	350単位
初回加算 II	300単位	予防初回加算 II	300単位
退院時共同指導加算	600単位	予防退院時共同指導加算	600単位
ターミナルケア加算	2500単位		
複数名(看護師2人体制)は基本サービスに30分未満(複11)は254単位の加算			
複数名(看護師2人体制)は基本サービスに30分以上(複12)は402単位の加算			
複数名(看護師と補助員の2人体制)は基本サービスに30分未満(複21)は201単位の加算			
複数名(看護師と補助員の2人体制)は基本サービスに30分以上(複22)は317単位の加算			

※18:00~22:00、6:00~8:00の時間帯は夜間・早朝訪問となり、**基本サービスに25%の加算**となります。

※22:00~6:00の時間帯は深夜訪問となり、**基本サービスに50%の加算**となります。

※特別管理加算対象者でケアマネージャーの計画がある場合は90分以上の長時間訪問が可能ですが、**基本サービスに300単位の加算**となります。